

# 老人医療費支給制度のしおり

令和2年8月改正版

## 老人医療制度とは

医療保険に加入している方で一定の条件に該当する高齢者を対象に、入院・通院にかかる医療費の自己負担額の一部を南丹市が助成します。

### 対象となる方は

南丹市にお住まいの、社会保険や国民健康保険などの医療保険に加入している65歳以上70歳未満の方で、次に該当する方。

- 本人及びその属する世帯の生計を主として維持する者が所得税を課せられていない方（原則、所得税非課税世帯の方）

### 受給者証交付申請の手続きは

市役所高齢福祉課、または各支所で申請してください。  
審査のうえ、後日結果を通知いたします。

《申請時に必要なもの》

- 健康保険被保険者証（写）
- 印鑑

- ※ 審査には世帯全員の所得の確認が必要です。市府民税の所得の申告が必要でない方でも、福祉医療費受給者証の交付申請をされる際には、所得の確認が必要になります。所得がない場合にも先に申告をお願いします。

### 助成の対象は

＜助成対象＞ 保険診療が行われた場合の自己負担額

＜助成対象外＞

予防接種・健康診断の費用・薬の容器代・文書料・入院時の食費負担額  
差額ベッド代・200床以上の病院での初診時の特別料金 などは対象外

### 受給者証の有効期間は

受給者証の有効期間は、最長で8月1日から翌年7月31日までです。

交付後は、毎年受給資格を確認し、資格がある方には8月1日から有効の新しい受給者証等を送付します。

新たに申請される場合は、申請月の初日から有効となります。

70歳に到達される方は、誕生月の月末まで有効となります。（月初日生まれの方は前月末まで有効です）

有効期間を経過したとき、又は受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を返却してください。

## 一部負担金の軽減について

医療機関に支払う一部負担金が、受給者証記載の負担割合に軽減されます。

下記の基準で順番に判定し、該当する負担割合を記載した受給者証を交付します。判定は受給者の属する世帯の65歳以上の世帯員全員の所得が対象となります。

①の基準で「3割」と判定されても②の基準に該当すれば「2割」です。

②の基準で「3割」と判定されても③の基準に該当すれば「2割」です。

負担割合		2割	3割
判定基準額			
①市民税課税標準額		145万円未満	145万円以上
②基準収入額	ア	520万円未満	520万円以上
	イ	383万円未満	383万円以上
③旧ただし書所得		210万円以下	210万円を超える

※ 基準収入額とは65歳以上の世帯員の収入の合算額をいいます。

ア：65歳以上の人複数世帯 イ：65歳以上が受給者のみの世帯

※ 旧ただし書所得とは総所得金額等から33万円を差し引いた額をいいます。

## 医療機関(病院及び医院等)で受診されるときは

京都府内の病院等で受診されるときは、「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を併せて病院等の窓口へ提出してください。

京都府外の病院等で受診されるときは、「福祉医療費受給者証」がご利用できませんが、後日領収書と共に申請していただければ差額を払い戻します。(領収日の翌日から5年を過ぎますと払い戻しできませんのでご注意ください)

## 高額医療費の給付について

上記の一部負担金の軽減を適用してから、医療保険の支給分を差し引いても、1ヶ月の自己負担金の合計が下表の限度額を超える場合は、超えた分を高額医療費として払い戻します。※手続きは次ページ

なお、負担割合が2割の方のうち、区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する場合には限度額が低減されます。

負担区分	負担割合	1カ月の自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定所得以上 所得がある方	3割	課税所得 690万円以上の場合 252,600円 + [(医療費 - 842,000円) × 1%] (多数回140,100円※)	
		課税所得 380万円以上の場合 167,400円 + [(医療費 - 558,000円) × 1%] (多数回93,000円※)	
		課税所得 145万円以上の場合 80,100円 + [(医療費 - 44,400円) × 1%] (多数回44,400円※)	
一般	2割	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者		区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※ 直近12カ月以内に高額医療費の支給が3回以上ある場合は4回目から適用

## 低所得者区分Ⅰ・Ⅱについて

区分Ⅰ：世帯員全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いて0円となる方（年金所得は控除額80万円として計算）

区分Ⅱ：世帯全員が市民税非課税の方

## 福祉医療の一部負担金限度額認定証

【福祉医療の一部負担金限度額認定証】をご利用いただくと窓口支払い時点で限度額を適用できます。必要な方は市窓口にて別途ご申請ください。

※ 使用時には「健康保険証」「健康保険の限度額適用認定証」「福祉医療費受給者証」と一緒に病院などの窓口にお示しください。

## 医療費の払い戻し手続きについて

一部負担金の軽減や高額医療費について、次の場合には医療費の払い戻しますので、市窓口までご申請ください。（負担割合が3割の方は③のときのみ）

なお、加入している医療保険から高額療養費や付加金等の支給が受けられる場合は、先にその支給を受けてください。

《申請ができる場合》

- ① 京都府外の医療機関で受診したとき
- ② 医療保険から療養費の支給を受けたとき
- ③ 自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったとき

《申請時に必要なもの》

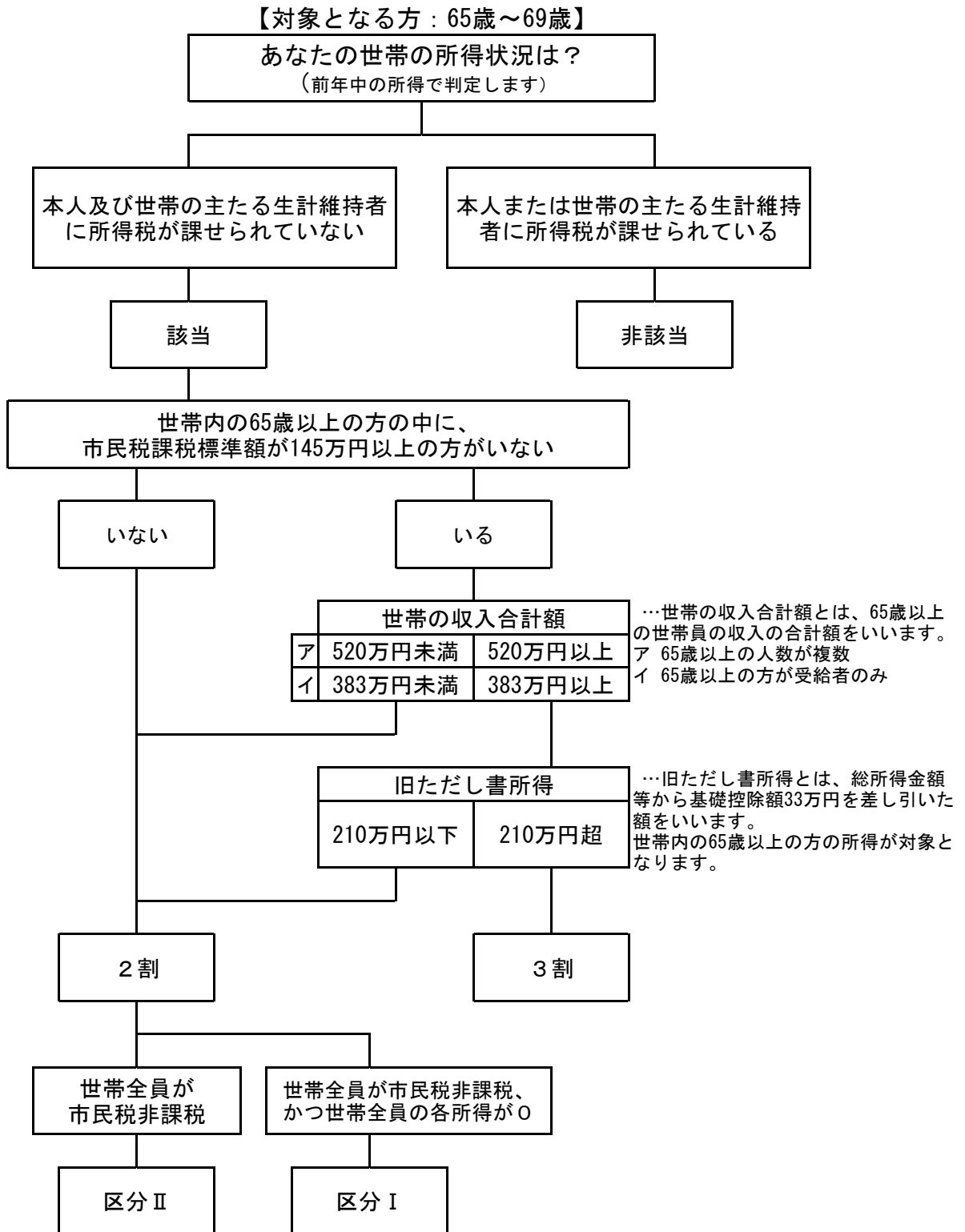
- 福祉医療費受給者証
- 健康保険証
- 保険点数の記載されている領収書
- 通帳等の振込先の分かるもの
- 印鑑
- （治療用装具の場合）○医師の意見書及び治療用装具装着証明書
- （支給を受けた場合）○健康保険の療養費、高額療養費、付加金等支給証明書

## その他届出が必要な場合は

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・加入している医療保険が変わったとき
- ・亡くなられたとき
- ・後期高齢者医療制度の適用や生活保護を受けたとき
- ・受給者証を汚したり、失くしたりしたとき

《申請時に必要なもの》

- 福祉医療費受給者証
  - 限度額適用認定証（お持ちの方のみ）
  - 健康保険証
  - 印鑑
- ※その他の書類等の提出をお願いすることがあります。



お問い合わせ先  
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市役所 4号庁舎  
福祉保健部 高齢福祉課 0771-68-0006

各支所

八木支所	0771-42-2300
日吉支所	0771-68-0032
美山支所	0771-68-0041